

広島県選挙管理委員会告示第八十三号

平成二十五年十一月十日執行の広島県議会議員広島市安佐北区選挙区及び三原市世羅郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することができる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

平成二十五年十一月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	金額
広島市安佐北区	七、三〇九、九〇〇円
三原市世羅郡	六、五六九、一〇〇円